

1-4 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入

平成13(2001)年10月1日に「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定し、平成13(2001)年度に日常的に購入するすべての消耗品(単価契約物品)を環境配慮型商品にしました。平成14(2002)年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。その後、「三重県リサイクル製品利用推進条例」や県産材利用推進のための「三重の木」制度による認定製品について、三重県独自のグリーン購入の取組とし、これらの優先購入に努めています。

また、平成17(2005)年4月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001をはじめ、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(ミームス:M-EMS)等の導入により適切な環境マネジメントを行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。

1-5 市町における環境経営の促進

市町が率先して環境保全に取り組むことは、地域での環境保全活動の推進に大きな効果があることから、環境経営に関する情報提供を行うなどの支援を行いました。

2 環境・エネルギー関連分野への取組促進

2-1 環境・エネルギー関連産業の振興

成長分野である環境・エネルギー関連産業への進出を図り、あわせて低炭素社会の構築につなげるため、県内中小企業等の研究開発や新事業展開等を促進します。

県、工業研究所、高度部材イノベーションセンター(AMIC)が連携して、情報提供や取り組むべき技術課題を見出すための勉強会・研究会を設置するなど、既存技術を生かした省エネ技術への展開をめざしたネットワークづくりを行い、情報提供や新たな事業展開につながるモデルプロジェクトを提案することにより、環境・エネルギー制約の克服による低炭素社会の構築につなげるとともに、県内事業者の競争力強化(生産性向上)を図ります。

平成25(2013)年度には、発電用施設の立地に対する理解を深めるため、電源立地地域対策交付金を活用し、発電用施設周辺地域における産業振興など住民福祉の向上を図る事業を支援しました。

また、新エネルギー設備を導入する県民の皆さんや事業者等に対する補助を実施しました。

2-2 環境保全整備に対する支援

環境・防災対策等促進資金等の融資制度を活用して、低炭素社会づくりに貢献する企業の活動を支援します。

第4節 仕組みをよりの確に運用する

1 環境活動が評価される仕組みの運用

1-1 みえ環境大賞

個人、NPO、企業、学校等が行う環境保全等の活動や環境経営の取組の中から、特に優れた取組を表彰する「みえ環境大賞」の募集を行いました。第2回となる平成25(2013)年度は32件の応募があり、環境活動部門4件、環境経営部門2件を表彰しました。

2 環境影響評価等の実施

2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測および評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いた上で、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

本県では昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10(1998)年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来の要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測および評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

なお、条例に基づく手続きの体系は、図3-4-1に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成25(2013)年度

末までに評価書作成までの一連の手続きが終了したものは141件です。

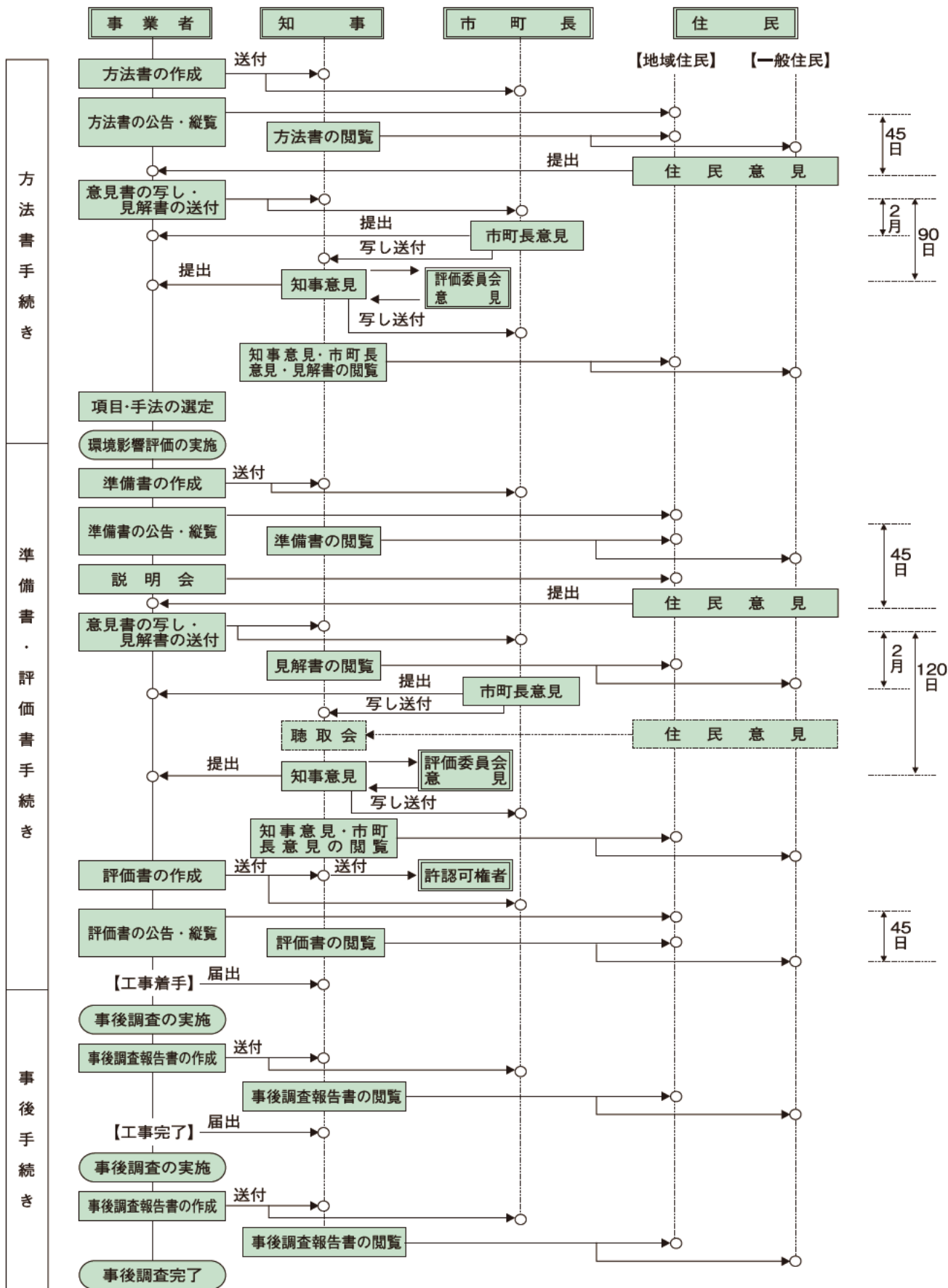
平成25(2013)年度は、1件の事業の方法書(宅地その他の用地の造成事業)について、地域および事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、意見を述べました。

さらに、1件の事業の準備書(宅地その他の用地の造成事業)について、三重県環境影響評価委員会での審議を行いました。

また、環境影響評価手続きであらかじめ調査・予測・評価を行った内容について、事業者自らで実際の影響を調査し、また、影響が大きい場合にどのように対処を行ったかをまとめた事後調査報告書の送付が、14件ありました。

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

図3-4-1 三重県環境影響評価の手續フロー図



3章4節

● 仕組みをよりの確に運用する

3 公害事前審査制度の活用

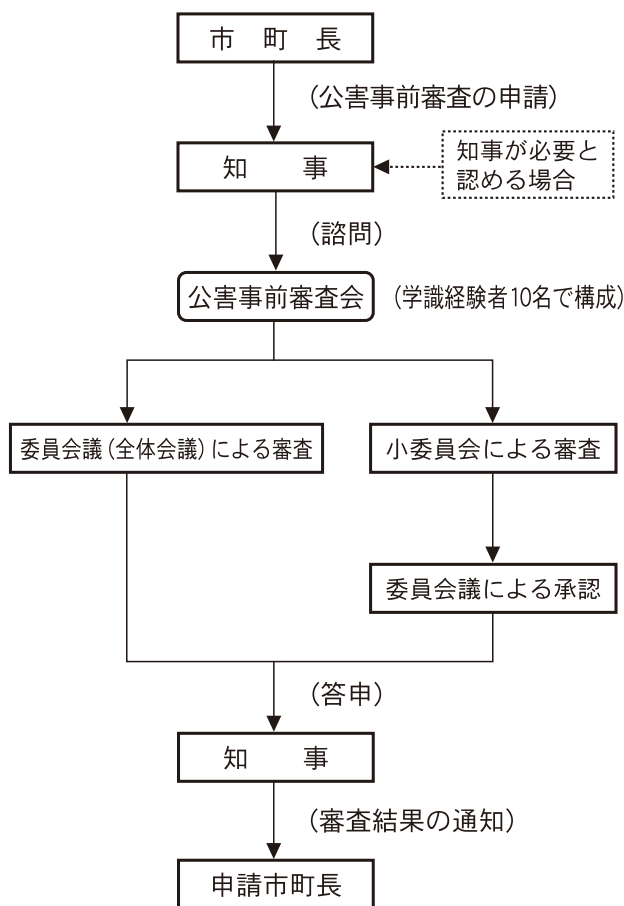
3-1 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47(1972)年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法または条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成25(2013)年度までに審査を実施したのは、189件です。

図3-4-2 公害事前審査の手続き



4 環境保全協定の締結促進

4-1 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関す

る協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成25(2013)年度末で1,314件となっています。

5 公害紛争への対応

5-1 公害健康被害者に対する補償給付

本県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業をはじめた昭和35(1960)年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患(いわゆる「四日市ぜん息」)が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40(1965)年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度(自己負担分を市が負担)が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44(1969)年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当および介護手当の支給が行われるようになり、昭和49(1974)年9月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と旧楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住または通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況をふまえ、昭和62(1987)年9月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和63(1988)年3月にすべての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表3-4-1 被認定者数の推移(単位:人)

年度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H 15	501	49
H 16	523	—
H 17	512	—
H 18	499	—
H 19	488	—
H 20	476	—
H 21	462	—
H 22	450	—
H 23	433	—
H 24	422	—
H 25	411	—

※楠町は平成17年2月7日付で四日市市に編入合併

表3-4-2 年齢階層別被認定者数 (平成26年3月31日現在)
(単位:人)

年齢	四日市市		
	男	女	計
0～14	—	—	—
15～24	—	—	—
25～39	25	13	38
40～59	90	61	151
60～64	5	6	11
65～	74	137	211
計	194	217	411

表3-4-3 疾病別被認定者数 (平成26年3月31日現在)
(単位:人)

疾病名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	34	56	90
気管支喘息	160	161	321
喘息性気管支炎	0	0	0
肺 気 腫	0	0	0
計	194	217	411

5-2 健康被害予防事業の実施

平成25(2013)年度には次の事業(表3-4-4)を実施しました。

表3-4-4 健康被害予防事業の実施状況 (平成25年度)

実施主体	四日市市
事業名	アレルギー健診事業
対象	1歳半児及び3歳児
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行う。
実施場所	四日市市総合会館 5階
開催数	年6回
参加人数	67名
事業名	ぜんそく予防等講演会
対象	市民
内容	ぜん息、アレルギー疾患等についての発症予防や健康管理に関する講演会
実施場所	四日市市総合会館視聴覚室
開催月日	11月23日、1月25日
参加人数	(11月)116名、(1月)90名
事業名	チャレンジ・デイキャンプ
対象	ぜん息をもつ小学生1年生～6年生とその保護者
内容	問診、呼吸機能測定、自己管理に必要なぜん息学習等
実施場所	三重北勢健康増進センター 四日市市少年自然の家
開催月日	7月6日、8月10日、11月9日、12月7日
参加人数	15組

5-3 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 公害に係る苦情処理

公害に関する苦情については、公害紛争処理法(昭和45(1970)年6月制定)に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、本県では環境生活部および各地域防災総合事務所・地域活性化局に公害苦情相談員を配置しています。

ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成24(2012)年度に県または市町が取り扱った公害苦情件数は1,456件でした。

イ 地区別苦情取扱状況

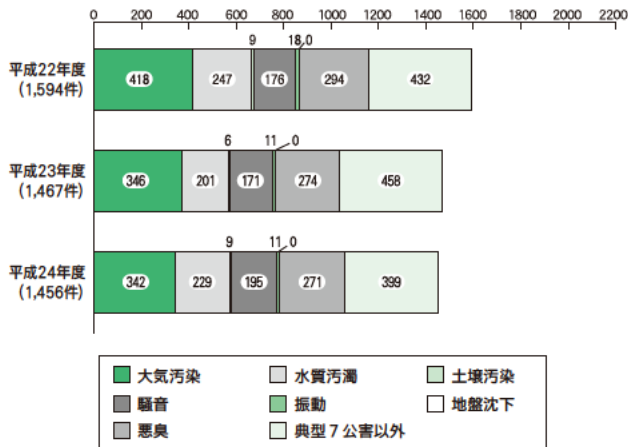
公害苦情件数1,456件を発生地域別に見ると、北勢地域が約45.2%、中南勢地域が約30.1%、伊勢志摩地域が約16.7%、伊賀地域が約4.2%、東紀州地域が約3.8%となっています。

公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、苦情件数が多い順では、焼却(野焼き)が365件(25%)と最も多く、次いで自然系180件(12%)、廃棄物投棄134件(9%)などとなっています。

3章4節

● 仕組みをよりの確に運用する

図3-4-3 種類別公害苦情件数の推移



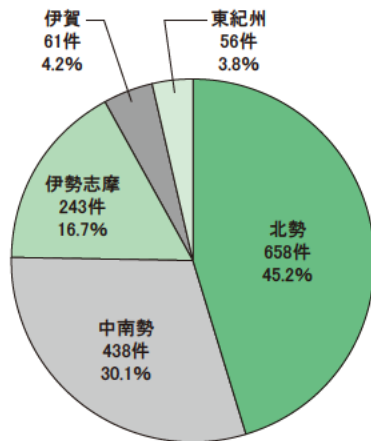
(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています。

表3-4-5 公害紛争処理に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処理事件名	終結区分
H21	調停	コンクリート製造工場騒音等被害防止請求事件	打ち切り
H22	調停	惣菜工場騒音被害防止請求事件	打ち切り

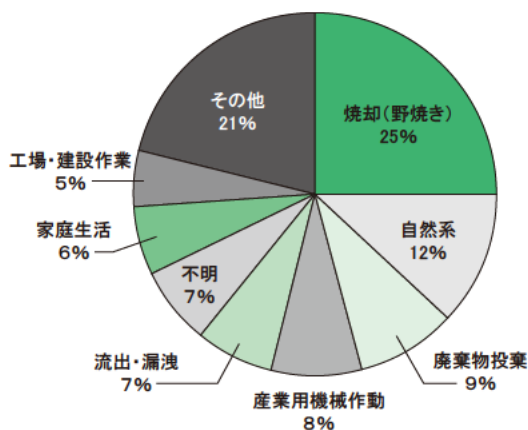
図3-4-4 地域別公害苦情件数（平成24年度）



(注)北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町
 中 南 勢…津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
 伊 賀…伊賀市、名張市
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

図3-4-5 公害苦情の主な発生原因別苦情件数

(平成24年度)



第5節 技術・情報基盤をより充実する

1 研究開発の推進と促進

1-1 資源循環に関する調査研究

ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

県内事業者等が、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図るために行う技術開発を支援するため、県内事業者等と共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図りました。

イ 環境修復地内での有害物質分解菌の探索に関する研究

1,4-ジオキサンは発ガン性の疑いがあるため、平成21(2009)年度から環境基準項目として追加されました。県内の廃棄物不法投棄現場では基準を超える1,4-ジオキサンが検出されており、現在化学的手法により浄化対策が進められています。

1,4-ジオキサンは微生物難分解性物質と考えられてきましたが、近年では数件の分解菌に関する報告があります。しかし当現場のような長期間汚染された場所での分解菌報告事例は少ないのが現状です。そこで、本研究では現場の水を用いて1,4-ジオキサンの分解状況を確認するとともに分解菌の単離を試みています。

すなわち、①現場試料中の微生物を用いて、1,4-ジオキサンの分解性試験を実施したところ、1,4-ジオキサン濃度の減少が確認できました。②試料中の1,4-ジオキサン分解菌の単離を試みっていますが、現時点では良好な結果は得られていません。

ウ 省資源型農業確立のための有機資材とその利用技術の開発

独特の方法で高窒素鶏ふん肥料を製造・販売している採卵鶏農家の成功事例に着目し、その物質収支の解明と効率的利用法を確立したほか、経済性のメリットを明らかにするため、対照となる従来技術も併せて、肥料製造時のアンモニア発生量などのLCIデータを集積するとともに、ほ場における水稲・キャベツ効率的栽培技術を実証し、製造・利用を含めたマニュアルを作成しました。

1-2 大気環境保全に関する調査研究

ア 環境大気中微小粒子状物質(PM2.5)発生源推定に関する研究

PM2.5については県境を越えた広域汚染や大陸からの越境汚染の影響が無視できないとされるため、広域的なPM2.5の汚染の実態把握を行う必要があります。

平成25(2013)年度は、愛知県や名古屋市と共同調査を行い、東海地方におけるPM2.5の汚染の実態把握を行いました。また、国立環境研究所のPM2.5濃度予測システムにより、環境基準超過が予想される高濃度日に、他自治体の研究機関と共同サンプリングと成分測定を行い、同一日の他自治体のデータや気象データ等を一斉解析し、発生源寄与率の推定など、高濃度汚染の実態把握を行いました。

イ 化学物質による環境汚染の実態調査

平成25(2013)年度は、分析法開発調査として1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼンの水質・底質中の分析法を開発しました。また、初期・詳細環境調査として四日市港の水・底質について、*o*-テルフェニル等12物質、四日市の環境大気について2-エチルヘキシル酸等3物質の測定分析を、さらに、モニタリング調査として四日市港の水・底質、鳥羽港の底質および四日市の環境大気について、POPs等延べ7物質(群)の試料のサンプリングを実施しました。

ウ 環境大気中におけるアルデヒド類の測定方法等に関する研究

アルデヒド類は親水性を示すため、多湿時における採取では、オゾンスクラバーやオゾンスクラバーと捕集管を接続するチューブ内に発生する水滴に吸収されてしまい捕集管に適切に捕集できない等の問題が発生することがあります。

平成25(2013)年度は、平成24(2012)年度に引き続き、多湿になる夏季と低温になる冬季に、捕集管加温装置を使用した方法と従来の捕集管加温装置を使用していない方法で同時測定を行い、比較を行いました。また新たにBPE-DNPHによる試料採取を行い、従来の捕集管に比べ、多湿による影響が少ないことや、オゾンアルデヒド類と同時に測定できることを確認しました。

1-3 水環境保全に関する調査研究

ア 工場排水等の六価クロム測定手法の確立に関する研究

工場排水中の六価クロムの測定は、従来の測定方法は試料中の妨害物質の影響を受けやすいため、妨害物質を含有する場合の測定方法について、公定法に詳細な手順の記載がない箇所の操作手順を明確化し、標準作業手順としてまとめ、妨害物質を含有する場合の測定方法を確立する研究を行っています。その結果、試料中の妨害物質である還元性物質や酸化性物質による測定への影響の程度を明らかにしました。また、還元性物質が低濃度の場合の有効な測定手順を見出しました。

イ 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

伊勢湾から熊野灘沿岸域にかけての有害赤潮の広域モニタリング調査および経年データの解析を実施し、シャトネラ属赤潮では伊勢湾から流失したプランクトンが熊野灘沿岸まで分布を拡大して英虞湾に流入するパターンと、英虞湾の湾奥部から発生して湾内で赤潮化する2つのパターンがあることが分かりました。また、ヘテロカプサ赤潮による漁業被害の発生の仕組みについて究明を行い、関係機関に報告しました。

1-4 多様な自然環境保全に関する調査研究

ア 水資源の利用効率を最大化する森林管理手法の開発

下層植生の侵入・生育による土壌浸透能を向上、樹冠遮断量を減少させ、林内雨量を増加させるためには、間伐により閉鎖した樹冠を開放する必要があります。このことから、平成24(2012)年度、間伐後の樹冠閉鎖速度のモデル化を行い、実測データとの適合性を確認しました。平成25(2013)年度は、樹冠閉鎖度を間伐指標として密度管理を行うことを前提に、樹冠閉鎖度と林内相対照度の関係を検討しました。その結果、樹冠閉鎖度と林内相対照度の間には、高い相関性が認められました。これらの知見から、林床に下層植生を侵入させ、維持するための林内照度を確保するための間伐量、間伐時期等を林分の状況(林齢、現状の本数密度、地位など)に応じて、決定する目安を明らかにしました。

イ 農業環境価値創出のための水田の生物多様性調査

農業環境の価値を「見える」化するために、県内4地域において水田の生物多様性の調査を実施しました。昨年度までに取りまとめた「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」に沿って、アシナガグモ類やコモリグモ類、イトトンボ科、カエル類の指標生物について調査を行いました。調査水田のほとんどで、指標生物は観察され、生物種によっては豊富な個体数が確認されました。

ウ 英虞湾漁場環境に係る調査

英虞湾・的矢湾の赤潮や環境変化による漁業被害の防止や軽減を図るため、水質・底質調査や底生生物・プランクトン調査を実施するとともに、調査結果を「プランクトン速報」や「赤潮情報」として取りまとめ、関係機関に情報提供を行いました。

エ アユの減少要因の解明に関する研究

河川の上流域においてアユの餌となる付着珪藻の推移を把握し、アユ漁場の管理に必要な科学的情報を収集しました。

オ 漁業資源評価に係る調査

200カイリ水域内におけるアジ・サバ・イワシ類等重要漁業資源の資源量評価とその動向予測を行い、科学的根拠に基づく漁獲可能量の推定を行うことで、漁業資源の保全と持続的利用を図りました。

1-5 地球規模の環境に関する調査研究

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成24(2012)年度に引き続き、実態調査、巡回指導、資料の作成・配布、研修会を行いました。

2 環境情報の迅速な提供

2-1 環境情報総合システムの整備・運用

環境情報総合システムは、ホームページ「三重の環境 <http://www.eco.pref.mie.lg.jp/>」と、環境関連の許認可・届出情報を管理する「行政事務処理システム」で構成されています。

協働・連携の実現には情報公開・情報発信が重要であるとの考えのもと、平成11(1999)年にホームページの運用を開始しました。現在、「誰もが見やすいホームページ」になるよう、「三重県ウェブアクセシビリティガイドライン」に基づき運用しています。

また、行政事務処理システムは、生活環境の保全に係る施策の実現のために、積極的な活用を行っています。

2-2 地図情報システムを活用した森林資源の管理

三重県森林GISは、森林資源、林況、林道、治山等の森林情報の管理や森林のゾーニング等、GIS(地理情報システム(Geographic Information System))で管理・解析等ができる一元管理システムとして、平成13(2001)年度から運用しています。

県民の財産である森林の適正な維持・管理を進め、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させていくために、同システムを活用しています。

平成25(2013)年度は、平成21(2009)年度に再構築を行った森林GISシステムについて、データ更新や精度向上に努めデータの整理を行いました。

3 監視・観測等の体制の整備

3-1 大気環境の常時監視システム

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境総合監視システムを整備・運用し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

大気発生源については、硫黄酸化物と窒素酸化物を監視しており、得られたデータはインターネットにより公開しています。

四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積

極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。環境汚染の未然防止のためには、環境監視が有効です。

ア 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県および四日市市が測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38(1963)年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器による監視がはじまりました。以後、県では桑名市から熊野市まで県内の主な市町に測定局を設置し、一般環境測定局については、25カ所、自動車排出ガス測定局については7カ所において、監視を行っています。

さらに、県では常時監視のための参考データを得る目的で、上層気象観測局を菟野町の御在所岳山上に設置しています。

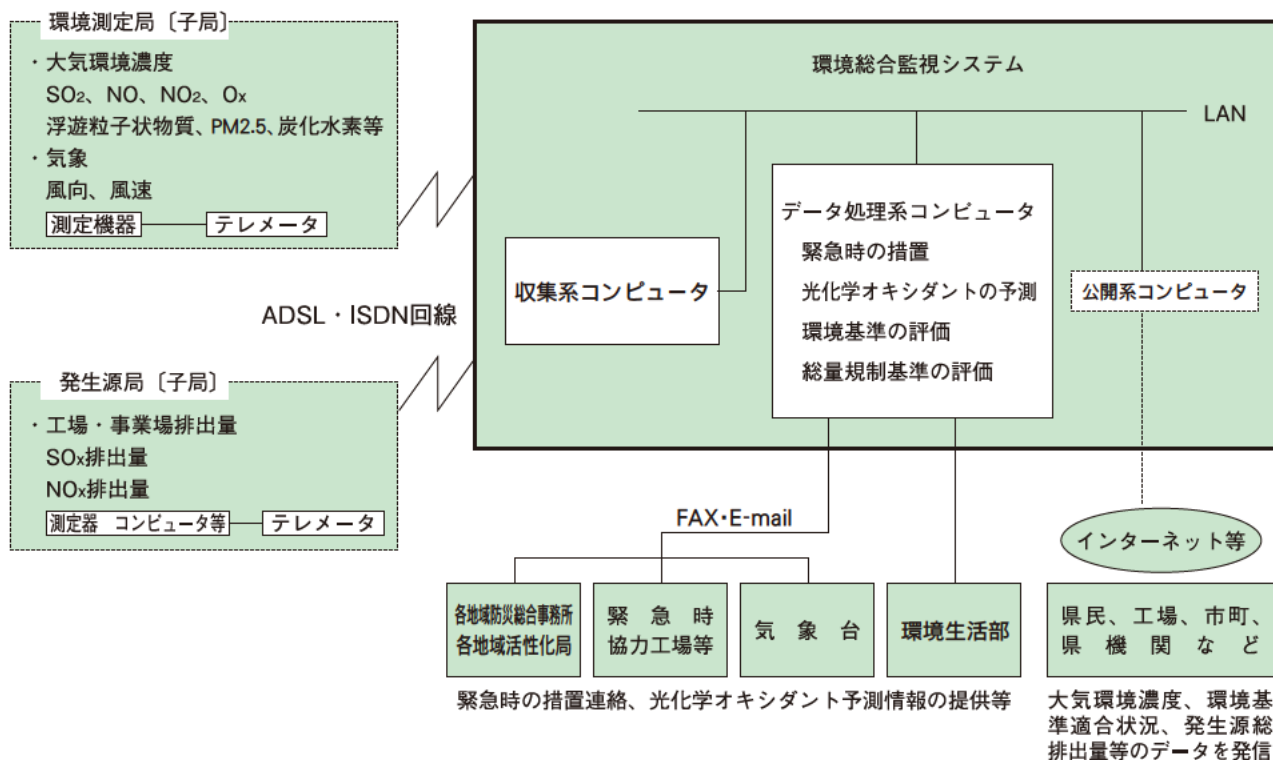
現在の測定局の設置状況は、資料編に記載します。

イ 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量については、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が10N_m³/時以上の10工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11(1999)年度から、同地域における燃料使用量2,000kg/時以上の13工場を対象に測定を行っています。

図3-5-1 環境総合監視システム概念図



3-2 放射線モニタリング等の情報提供

環境放射能調査は、原子力規制庁の委託事業「環境放射能水準調査事業」として全都道府県で実施されており、本県は昭和63(1988)年度から同事業を受託し調査を行っています。

東日本大震災後、同事業における空間放射線量率の常時監視は県内4か所で行うこととなり、測定結果は原子力規制庁ホームページで公表されています。

また、降下物および水道水等の放射能測定結果は県ホームページでも随時公表しています。

第6節 環境で貢献する

1 国際的な環境協力・貢献の推進

1-1 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

中国河南省への環境保全支援として、平成25(2013)年度は、「環境汚染の防止・改善(企業の取組、公害紛争処理)」をテーマに、法体系、処理技術等に関して、河南省環境保護庁の職員3名を対象に15日間の受入研修を実施し、環境汚染の防止・改善についての講義や、県内外の企業や行政等の視察を行いました。

2 関係機関との協力

2-1 公益財団法人国際環境技術移転センターによる環境保全活動

環境問題のなかで、とりわけ大気、水質等の環境汚染問題が顕著化している諸外国に対して四日市地域を中心としてわが国に蓄積された環境保全に資する産業技術を移転するため、産業界、学界等の全面的な支援を得て、公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)を設立し、地球環境保全に資する産業技術の移転を進めています。

平成25(2013)年度においても、ICETTでは国、地方自治体、産業界、学界等の広範な支援・協力を得て、環境保全・改善に関する研修・技術指導、調査・研究、交流・連携、情報提供・普及啓発等を行いました。また、これらの事業の有機的連携によって、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図りました。

2-2 公益財団法人国際環境技術移転センターの機能強化

公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)は、環境保全・改善のための活動を行うとともに、近年、環境保全技術を有する日本企業等の海外展開支援に関連する事業を実施しています。平成25(2013)年度は、中部地域の企業の環境ビジネスの海外展開に関する動向調査やセミナーを実施し、タイと台湾においてビジネスマッチング商談会を開催しました。

また、環境技術情報等の共有や交流の促進によ

るネットワークの強化を目指して、平成24(2012)年度に引き続き、メールマガジンを発行しました。

さらに、ICETTには、日本および欧米等諸国が加盟する気候変動防止活動を推進する組織(CTI)の事務局があり、地球温暖化問題の改善に向けた技術移転、情報交換等を支援しています。

2-3 日本まんなか共和国(福井・岐阜・三重・滋賀)連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携による環境重視の地域づくりをめざし、次の取組を進めました。

(主なもの)

- ・産業廃棄物不法投棄対策として県境路上検査の共同実施、廃棄物担当監視取締連絡調整会議の開催
- ・富山県、石川県、長野県、愛知県、奈良県を含めた9県による環境林づくりへの取組や、間伐材の利用促進など間伐対策についての意見交換

3 研究機関との連携

3-1 保健環境研究所における調査研究等

地球規模の環境問題の解決に向け、保健環境研究所では公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)等からの依頼により発展途上国研修員の研修受入を行っています。

第4章 今後の取組

第1節 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

1 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）

1-1 温室効果ガスの排出削減

温暖化の影響に対する適応

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、最新の報告書「第5次評価報告書」において、「ここ数十年、気候における変化は、全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間システムに影響を与えている。」とし、気候変動に伴う「高潮、沿岸洪水、及び海面水位上昇」「洪水」「極端な気象現象」「極端な暑熱」「干ばつ、降水の変動等」「生物多様性、生態系機能等の喪失」による生命、健康、生計崩壊、インフラ網、食料、飲料水等への主要なリスクを特定しました。

私たちが地球温暖化に対してとるべき主な対応策は、「温暖化防止」と呼ばれている「緩和」によって温暖化の進行を防ぐことと、温暖化の影響に対応した人間社会の調整の「適応」となります。

県内の気象についても、平均気温の上昇や、真夏日、熱帯夜が増加する傾向があり、冬日が大幅に減少しつつあります。気候変動による影響は、県民の暮らしにおいて、安全、健康、経済的な豊かさ、快適、文化や歴史など、さまざまな側面におよび、一人ひとりの生活と密接に関わります。このような影響から、人命、健康、利便性や快適さ等を守り、暮らしにおける安全・安心を確保するためには、起こりうる被害を和らげたり、予防的に早くから対処したりするといった「適応」を考えていく必要があります。

本県では、県内で既に生じつつある影響をふまえ、気候変動による将来影響の推定を行い、県民の皆さんにお知らせしていきます。また、取り組むべき対策の方向性についても検討を進めてまいります。

総合的な温暖化対策の推進

県内における二酸化炭素の排出量の約6割を占める産業部門においては、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度により、排出量の削減に努めてきましたが、北勢地域を中心とした産業の集積等により、平成2(1990)年度に比べ平成22(2010)年度は二酸化炭素の排出量が0.8%増加しており、今後と

も自主的な取組の促進が求められています。

また、オフィス、店舗等から排出される二酸化炭素は、県全体の排出量の約11.6%に止まっていますが、増加率で見ると平成2(1990)年度に比べて平成22(2010)年度は83.5%と、非常に高い伸びを示しており、効果的な対策が急がれています。加えて、持続可能な発展のためには、昨今のエネルギーに関する問題を克服する必要があります。あり、事業活動や日常生活のあり方の見直し求められています。

こうした背景のもと、県民、事業者、行政等のさまざまな主体が、事業活動や日常生活のあらゆる場面において自らの役割を果たしながら、個々にあるいは連携して、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいくことが必要となっています。このため、本県では、「三重県地球温暖化対策推進条例」を平成25(2013)年12月に制定しました(平成26(2014)年4月1日施行)。この条例では、地球温暖化対策に係るさまざまな取組について規定しており、事業者および県民の皆さんの自主的な取組を促進していきます。

(1) 産業部門における対策の推進

エネルギー使用量が一定規模以上の工場・事業場を対象として計画書の提出および実績の報告を求め、二酸化炭素排出量がより少ない設備への更新や再生可能エネルギーの導入などの事業者の自主的な削減取組を促進します。

(2) 運輸部門における対策の推進

電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会の行動計画「おかげさまAction! ～住むひと、来たひと～」に基づき、協議会の参画者と協働して、電気自動車や充電インフラの普及に取り組みます。

(3) 民生部門における対策の推進

ア 三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進

地球温暖化防止の活動拠点として指定した「三重県地球温暖化防止活動推進センター」において、市町や事業者、環境活動団体、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、地球温暖化防止の普及・啓発活動を行います。

また、「暮らしにおける省エネガイドブック」を配布するなど、家庭における省エネルギーの

第4章 今後の課題

取組や省エネルギー機器の導入を普及啓発します。

イ 市町等における地球温暖化対策実行計画の策定促進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画未策定の市町等に対して、計画策定を働きかけます。

ウ 地球温暖化防止絵画等の募集

地球温暖化防止の普及・啓発の一環として小中学生を対象に、地球温暖化防止に関するポスター等を募集します。

(4) その他

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。

事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

また、パンフレット、ホームページ等でフロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

1-2 森林吸収源の整備

(1) 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

1-3 新エネルギーの導入

(1) 県施設への率先導入

県民への新エネルギー普及啓発を行うため、「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、住民等が訪れる機会の多い県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を進めます。

(2) 新エネルギーの導入支援

事業所等への新エネルギー導入が進むよう支援するとともに、その設置者が地域での普及啓発を担うような、設備導入と啓発が一体となった取組を進めます。

(3) 新エネルギー普及促進事業

事業者や個人が実施する小規模な新エネルギー

の導入に対し、普及啓発活動等の実施を条件として、その経費の一部を補助します。

また、大規模な新エネルギー施設の立地に合わせ、その施設を活用した地域貢献施設の整備や地域コミュニティ単位で地域資源(新エネルギー)を活用して地域エネルギーの創出につなげる創エネの取組などの事業の実施を前提として行う可能性調査などに係る経費の一部を補助します。

(4) 普及啓発活動

ア セミナー等の開催

新エネルギーへの関心を喚起し、新エネルギーの特性や導入の必要性、導入の方法等に関する知識を広く県内に浸透させるために、地球温暖化対策や省エネルギーなどの関連施策と連携しながら、出前トークなど、普及啓発に取り組みます。

イ 市町との連携

市町において新エネルギー導入や住民への普及啓発活動に取り組むよう連携して取り組みます。

ウ 住民、事業者等による普及啓発活動の推進

「三重県新エネサポーター制度」を活用し、住民や事業者等による新エネルギーの普及啓発活動への取組を推進します。

(5) 木質バイオマスの安定供給体制の構築

木質バイオマスの発電等への利用を進めるためには、原料となる未利用間伐材の安定供給体制を構築することが重要です。

このため、県内の林業・木材産業事業者、発電事業者等で構成する「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」に参画し、関係者間の連携を強化するとともに、供給事業者に対して、新規雇用への助成や収集・運搬機械等の導入支援などを行い、木質チップ原料の増産と安定供給に取り組めます。

(6) 農業用水を活用した小水力発電の導入

農村地域において、農業用水等を利用した小水力発電等の整備の促進を図り、農業用施設での発電電力使用による地域活性化、自立分散型電源確保に寄与することにより、農村の生活環境や生産基盤整備、防災対策を通じて、生産性の向上や安心・安全な農山漁村づくりを進めます。

平成26(2014)年度は、中勢用水地区において、平成27(2015)年度末の発電開始に向け小

4章 1節

● 環境への負担が少ない
資源循環型社会の構築

水力発電施設の整備に着手します。また、農業用水における賦存量調査結果等をもとに、小水力発電の導入に向けた普及啓発に取り組みます。

(7) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町で製造されたごみ固形燃料(RDF)の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所(RDF焼却・発電施設)の安全安定運転を継続していきます。

2 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

2-1 ごみゼロ社会の実現

(1) ごみゼロ社会実現プランの推進

20年後（平成37(2025)年）の「ごみゼロ社会」の実現をめざして、住民、事業者、市町等の幅広い参画のもと、平成17(2005)年3月に策定（平成23(2011)年3月改定）した「ごみゼロ社会実現プラン」の普及・啓発を積極的に行います。

また、プランに掲げる具体的施策をより実効性の高いものとするため、これまで実施してきたごみの減量化に関するモデル事業の成果検証などを行うことにより、県全域での展開に向けた取組を推進します。

(2) リサイクル製品の利用促進

認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質および安全性の確保を図るため、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、的確に審査・事後確認などを実施します。

(3) 容器包装リサイクルの促進

第7期三重県分別収集促進計画に基づき、市町の第7期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図ります。

(4) 使用済自動車等の適正処理

ア 関連業者の許可および登録

解体・破砕業者に関する許可および使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録事務を的確に行うとともに、これら事業者の名簿を公開し、当該名簿の問合せに対して迅速に対応できる体制をとります。

イ 対象業者等に対する啓発および指導等

各自動車関連事業者や県民（自動車所有者）に法の理解が進むよう普及啓発に取り組みとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

(5) RDF処理の安全性・安定性の確保

廃棄物処理の信頼を確保するため、今後も、RDF製造施設や利用施設の安全・安心を確保した上で、市町による一般廃棄物の適正処理に努めます。

2-2 産業廃棄物の3Rの推進

(1) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に係る研究開発・機器整備に対して補助を行うことにより、県内の産業廃棄物の発生抑制等を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を図ります。

(2) グリーン購入の取組促進

ア 「みえ・グリーン購入倶楽部」と連携し、グリーン購入に関する地域の身近な情報の収集および発信を行うとともに、地域における環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、循環型社会の構築をめざします。

イ 東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンを実施し、グリーン購入の普及と定着を図ります。

(3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用促進を支援します。

(4) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

建設副産物情報交換システムを活用し建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(5) 下水道汚泥の有効利用

下水道汚泥のより一層の有効利用を推進します。

第4章 今後の取組

(6) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生源汚泥の有効利用に取り組みます。

(7) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成25(2013)年度に引き続き、実態調査、巡回指導、資料の作成・配布、研修会を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

表4-1-1 環境保全型畜産の支援制度

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	強い農業づくり交付金 ・うち産地競争力の強化に向けた総合的推進 ・うち産地収益力向上支援事業(地域バイオマス支援地区推進事業)	農林水産省
融資制度	農業近代化資金 日本政策金融公庫資金 畜産経営環境調和推進資金	農協 日本政策金融公庫等
リース事業	畜産環境整備リース事業	(一財)畜産環境整備機構

2-3 産業廃棄物の適正処理の確保

(1) 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物処理法、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例および三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正な審査を実施するとともに、優良産廃処理業者認定制度の的確な運用や(3)以下の取組等により、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生量や処理の状況、処理施設の稼働状況等の実態を把握し、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルおよび適正処理を廃棄物処理計画に基づき効率的・効果的に推進します。

(2) 電子マニフェストの利用促進

従来から、産業廃棄物の処理の委託にあたっては、排出事業者が発行する複写式の産業廃棄物管理票(いわゆる紙マニフェスト)により、廃棄物の適正な処理の確保が行われていますが、マニフェストの偽造等がされやすく不適正処理が懸念されています。

電子マニフェストシステムは国の指定機関によ

り運営されており、透明性と法令遵守が確保されるものとなっているため、事業者の利用が進めば、廃棄物の適正処理がさらに促進されることが期待されます。電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者すべてが、システムに加入している必要があるため、本県では処理業者はもとより、より多くの排出事業者の加入促進に向けて取組を進めます。

(3) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

一般財団法人三重県環境保全事業団が廃棄物処理センターの指定を受け、企業活動により生じる廃棄物や災害廃棄物を適正処理するための公的関与による管理型最終処分場が、平成26(2014)年3月末に完成(平成24(2012)年12月に一部供用開始)しました。なお、中間処理施設として市町の焼却残さや企業の産業廃棄物を広域的に処理している溶融処理事業については、平成23(2011)年度から休止しています。

表4-1-2 最終処分場の整備内容

項目	許可内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物(産業廃棄物)	汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず類、 鋳さい、がれき類、燃えがら、ばいじん、 ゴムくず、金属くず、動植物性残さ、 木くず、紙くず、繊維くず、 令13号廃棄物
処分場総面積	28.5ha
埋立総容量	1,683,500m ³

(4) PCB廃棄物の処理

国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更を受け、三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定を行います。

処理期限までにPCB廃棄物が確実に適正に処分されるよう、今後も「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により、保管事業者に対し指導を行います。

(5) 事業者等の自主的な情報公開の促進

産業廃棄物を多量に排出する事業者が、その発生・排出抑制およびリサイクルに関する適正管理計画等を策定していることから、これに基づいて多量排出事業者等への発生・排出抑制やリサイクル向上を促進していきます。

4章1節

● 環境への負担が少ない
資源循環型社会の構築

2-4 監視強化と不適正処理に対する是正の推進

(1) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との合同路上検査、スカイパトロール、監視カメラ等を活用し、より間隙のない監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番等による通報に即応します。

さらに、県内全市町と産業廃棄物に係る立入検査協定を締結して市町職員に立入検査権限を付与するとともに、県内自主活動団体に、不法投棄監視パトロールを支援する腕章等の支援資材を提供し、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げるための支援活動を行います。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不適正事案等に対する告発を行います。

(2) 不適正処理の是正

生活環境保全上の支障等があり、原因者により支障等の除去措置が講じられない事案については、県が原因者に代わって措置を講じます（行政代執行）。

産廃特措法に基づく国の支援を得て措置を講じる4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）すべてについて、平成25(2013)年度に恒久対策に着手したところであり、実施計画に基づき、着実に恒久対策を進め、平成34(2022)年度までに完了するよう取り組みます。

3 大気環境の保全

3-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、規制対象工場への立入検査を実施する等により、引き続き監視・指導していきます。

イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

ウ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

(2) 光化学スモッグ対策の推進

ア 光化学スモッグに係る緊急時の措置

県内17発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

イ 光化学オキシダント予測システムの運用

今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。

(3) 重金属等の有害化学物質への対応

有害大気汚染物質の監視

大気中の有害化学物質（23の優先取組物質）の濃度を、四日市市と連携して、引き続き調査します。また、有害化学物質の使用事業者に対し、排出抑制に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制を促します。

(4) 新たな有害化学物質への対応

ダイオキシン類等の環境調査の実施

県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制および施設の改善指導を行います。

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌等の各地点で定期的なモニタリングを行います。

3-2 自動車環境対策の推進

(1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

国の平成23(2011)年3月に示した総量削減基本方針に基づき、三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画を平成25年(2013)年3月に策定しました。対策地域内の環境基準の達成状況をふまえながら、その取組を進めます。

(2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、三重県総量削減計画に基づく進行管理調査等を実施します。

第4章 今後の取組

(3) 自動車使用管理計画の策定

自動車NO_x・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を使用している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

(4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、県内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

(5) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援および県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(6) 交通情報提供システム（AMIS）の整備

情報収集提供装置（光ビーコン）を利用し、光ビーコン対応のカーナビゲーションシステムに交通情報（交通情報提供システム（AMIS））を提供し、交通情報板等と合わせて、交通流の分散を促し、交通の円滑化を図っていきます。

(7) 交通管制システムの拡充整備

信号情報提供による交通安全システム（グリーンウェーブ）を整備することにより、信号交差点を通過する際、信号灯色情報に基づいて走行支援情報を提供することで、停止回数の削減や早期の減速開始、緩やかな発進加速などエコ運転を促し、CO₂削減や交通流の円滑化を図るため、高度化光ビーコンの整備を図っていきます。

(8) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を行うとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器の導入を進め消費電力の削減を図っていきます。

また、環境省との連携事業により、リチウム電池式信号機電源付加装置を整備し、同時に信号灯器をLED式に変更することにより、CO₂削減を図っていきます。

(9) 公共交通の利用促進

バスや地方鉄道等の公共交通の利用促進を図る

ため、国や市町、関係団体、交通事業者、住民と連携・協力して、啓発活動や情報提供等に取り組みます。

3-3 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

平成24(2012)年4月1日から、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規制地域・規制基準等を指定する権限が、各市に移譲されたことを受け、各市が行う地域の指定について、助言を行います。

(2) 都市生活騒音対策

ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

イ 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 主要道路沿道の騒音マップの公開

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価については、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数および超過する割合で評価する面的評価により行うこととされていますが、平成24(2012)年度より市の区域についての評価は市が行うことになったことから、各市と連携して評価を行い、主要道路沿道の騒音マップを環境省のホームページで公開していきます。

悪臭の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制の地域拡大について、また、複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市に対し助言を行うとともに、町と連携を図っていきます。

4章1節

● 環境への負担が少ない
資源循環型社会の構築

(2) 規制地域の拡大

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制の地域拡大について、また、複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市に対し助言を行うとともに、町と連携を図っていきます。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成25(2013)年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を行い、適正なふん尿処理についての指導を行います。

4 水環境の保全

4-1 水質汚濁の防止

(1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することにより、水質の状況や経年変化を把握し、水質汚濁の防止、汚濁負荷量の削減を進めます。

(2) 環境基準類型の指定・見直し

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められており、当該水域における水道水源や水産養殖での利用、水生生物の保全の必要性等をふまえ、環境基準の類型を指定することにより水質汚濁の防止を図っています。また、環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、環境基準の達成状況、汚濁源の状況変化等から、より上位の環境基準類型への見直しが適当である水域については、適宜環境基準類型の見直しを行うことでさらなる水質改善を図ります。

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型についても、現地調査結果をふまえてあてはめを行うこととしています。

(3) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の立入検査等を実施することにより、排水基準の遵守、排水処理施設の適切な維持管理等を徹底し、公共用水域の水質汚濁の防止を図ります。

(4) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成25(2013)年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ

物法に基づく立入調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての指導とともに、適正なふん尿処理についての改善指導を行います。

4-2 伊勢湾等（閉鎖性海域）の再生

(1) 水質総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量およびりん含有量を指定項目とした、第7次水質総量規制により、引き続き平成26(2014)年度の目標達成に向け、工場・事業場に対し、汚濁負荷量の削減について指導監督を行います。

(2) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾およびその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県および名古屋市）等との連携協力により、調査研究、啓発活動等を実施します。

(3) 伊勢湾の再生

国と三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」に基づき、県民、NPO、大学等の研究機関など、さまざまな主体との連携により、広域的な環境保全活動の推進や水質に係る調査・研究等に取り組んでいきます。

また、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、美しい海岸を保全するため、森・川・海のつながりを大切にした海岸漂着物の回収・処理および発生抑制対策を進めます。

4-3 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設整備の推進

下水道、集落排水施設、浄化槽等の関係部局が連携し、生活排水処理アクションプログラムに基づき、効率的、効果的な生活排水処理施設の整備推進を図ります。

(2) 浄化槽の設置の促進

ア 浄化槽の設置促進

平成26(2014)年度は、24市町を対象に約1600基の整備に対する補助を行い、生活排水による公共用水域への汚濁負荷を削減する計画です。

第4章 今後の取組

イ 浄化槽市町村整備事業の推進

市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る事業であり、平成26(2014)年度は松阪市・多気町・大台町・南伊勢町・名張市・紀宝町において実施されます。整備に係る県補助は高度処理型浄化槽であることを要件としており、地方債償還のための基金造成に対し補助を行います。

ウ 高度処理型浄化槽の設置促進

伊勢湾等の富栄養化対策を推進するため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

(3) 生活排水対策の啓発等

ア 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組を進めます。

イ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、引き続き浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

また、指定検査機関が行う浄化槽法に基づく法定検査の受検率の向上を図るため、県、市町および浄化槽関係業界が協力して対策を行っていきます。

有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

(イ) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、木曾岬町および川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

(ウ) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地盤沈下の調査研究および地下水採取量の把握をします。

イ 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の耐震化工事や配水管の布設替工事を実施します。

また、企業誘致担当部局等とも連携し、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていきます。

ウ 地盤沈下による災害の防止または復旧

濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づき、地盤沈下による湛水災害を防止し河川管理施設機能を復旧するため、次の地盤沈下対策事業を推進します。

表4-1-3 地盤沈下対策関連事業一覧表(要綱に基づく)
(平成26年度)

関連事業分類	事業主体	事業内容
その他関連事業	三重県	中小河川改修事業 (員弁川、朝明川) 湛水防除事業 (長島中部地区、木曾岬2期地区、大鳥居地区、源線輪中部地区)

4-4 土壌・地下水汚染対策の推進

(1) 土壌汚染対策の推進

平成22(2010)年4月に施行された改正土壌汚染対策法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づき土壌・地下水汚染の届出があったものについて、適正な措置を指導するとともに、人への健康被害のおそれがあるものについて、周辺環境の調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

地下水および土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の地下水および一般土壌の環境調査を実施します。

(3) 地盤沈下対策

ア 地盤沈下対策の推進

(ア) 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所

4章 1節

● 環境への負担が少ない
資源循環型社会の構築

第2節 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

1 生物多様性の保全および持続可能な利用

1-1 生物多様性保全活動の促進

(1) 三重県自然環境保全地域の指定

すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定を進めます。

(2) 三重県自然環境保全地域の管理

三重県自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切な保全管理を行います。

(3) 県民との自然環境情報の共有化の促進

県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報の共有を進めます。

(4) 県立自然公園計画の策定

県立公園の適正な整備や管理を図るため、公園計画の策定に向けた取組を順次進めます。

(5) 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1 haを超える規模の自然（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務付けています。届出にあたっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

(6) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、自然環境保全条例に基づく生息地等の保全のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

(7) 鳥獣保護事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、第11次鳥獣保護事業計画（平成24(2012)～28(2016)年度）に基づき、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等

の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護員による鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います。

表4-2-1 平成26年度鳥獣保護区等の指定計画
(平成26年3月31日現在)

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止)
箇所数	4	—	—	17	—
面積 (ha)	972	—	—	37,855	—
その他	期間更新			期間更新、 区域変更	

(8) 動物の保護管理

平成26(2014)年3月に策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、ツキノワグマやニホンザルなど、人の生命、身体等に害を加えるおそれのある動物（特定動物）の飼養施設や動物取扱業者に対する監視指導を実施するとともに、動物愛護教室などさまざまな機会をとらえて動物の適正飼養の普及啓発を行います。

(9) 移入種対策の推進

自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るための普及啓発等を進めます。

表4-2-2 移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
アライグマ (ほ乳類)	在来種との競合、農林水産業、生活環境等への影響
ヌートリア (ほ乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ (爬虫類)	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等 (魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ (植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ホテイアオイ (植物)	在来種との競合・駆逐

1-2 里地里山里海の保全

里地里山の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定や認証を行い、自発的な自然環境保全活動が促進されるよう支援します。

第4章 今後の取組

1-3 希少な野生動植物の保護

(1) 「三重県レッドデータブック2005」を活用した保全

専門家やNPO等との協働のもと、「三重県レッドデータブック2005」を活用して県民全体で希少野生動植物の保全を進めます。

また、専門家の協力のもと、三重県レッドリスト(2014年版)を確定し、「三重県レッドデータブック2015」の発刊を進めます。

表4-2-3 三重県レッドリスト(2014年版) (上段)
「三重県レッドデータブック2005」掲載種数(下段)

分類群	絶 滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足
動 物	5	216	138	79
	5	137	72	82
昆 虫 類	14	230	107	83
	11	156	82	158
植 物	50	612	125	17
	37	525	104	66
菌 類	0	42	9	14
	0	35	6	27
合 計	69	1,100	379	193
	53	853	264	313

(2) 県指定希少野生動植物種の指定・保護

自然環境保全条例に基づき、必要に応じ、県指定希少野生動植物種の指定を進めるとともに、その種の状況に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。

表4-2-4 三重県指定希少野生動植物
(平成16年5月11日指定告示)

分 類	種 名 (和 名)
ほ 乳 類	ツキノワグマ
鳥 類	カンムリウミスズメ、カラスバト ウチヤマセンニュウ
魚 類	カワバタモロコ、ウシモツゴ
昆 虫	カワラハンミョウ
甲 殻 類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝 類	カナマルマイマイ
植 物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、 ジュロウカンアオイ、マメナシ、ハマナツメ、 ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ

(3) 天然記念物の指定・保護

ア 天然記念物の現状把握

天然記念物の適切な保存と活用を図るため、調査等を実施し、現状の把握に努めます。

イ 特別天然記念物カモシカの生息状況調査の実施

鈴鹿山地および紀伊山地カモシカ保護地域付

近において、カモシカの生息状況調査を実施します。

ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置する事業を支援します。

1-4 水辺や沿岸の環境保全

(1) 多自然川づくりと親水空間の整備

潤いとふれあいのある水辺空間の形成

ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。

周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。

(2) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

平成25(2013)年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。(平成26(2014)年度 二級河川三滝川 他16河川)

(3) 砂防事業における自然環境保全への配慮

溪流環境整備計画

事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

(4) ため池における親水空間としての整備

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態や、景観に配慮した親水空間としての整備を行います。

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

4章2節

● 自然と共生し身近な環境を大切にす社会づくり

表4-2-5 自然公園事業

(平成25年度)

公園名	施行地	種別	事業内容
吉野熊野 国立公園	大杉谷登山歩道	県単	歩道復旧
	鬼ヶ城園地	県単	歩道復旧
	阿田和園地	県単	歩道復旧
鈴鹿 国立公園	東海自然歩道(四日市市)	交付金	標識修繕
室生赤目青山 国立公園	青山高原園地	交付金	歩道復旧
赤目一志峡 県立自然公園	近畿自然歩道(津市)	県単	歩道復旧
公園外	当該自然歩道(菟野町)	交付金	歩道改修
	近畿自然歩道(紀北町)	交付金	休憩所復旧

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。

(3) 三重県民の森および三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、利用者参画型の運営を促進します。

2-2 森林・水辺等の整備・活用

(1) 森林とのふれあいの促進

国土保全等の森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健・風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

グリーン・ツーリズムの促進

都市と農山漁村の交流を促進するため、平成24(2012)年度から毎年度三重県グリーン・ツーリズムネットワーク大会を開催し、グリーン・ツーリズム実践者の広域ネットワーク構築や県民の農山漁村地域に対する理解醸成に取り組みます。

(3) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

2-3 緑の保全・創出

(1) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

なお、工場立地法は平成24(2012)年4月1日から県から市へ権限を移譲しています。町に所在する特定工場については引き続き県が事務を行います。

(2) 地域特性に配慮した緑化の促進

ア 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携協力し、県民参加の植樹祭をはじめ緑のイベントの開催や森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

イ 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

3 森林等の公益的機能の維持確保

3-1 森林環境の保全(三重の森林づくり)

(1) 森林計画の策定

市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林経営計画の策定について支援をします。

また、新しい森林計画制度の円滑な執行のため市町や森林所有者等へ周知・指導を行います。

(2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり(環境林整備)の推進

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業等により環境林整備を進めます。

(3) 森林文化および森林環境教育の振興

「みえ森と緑の県民税」を活用して森林環境教育を県と市町が連携して進めていくこととしています。市町では森林環境教育に取り組む学校を支援し、県では森林インストラクター等の指導者の研修等を行い、地域の取組を支援します。

第4章 今後の取組

また、これらの取組にかかるコーディネートや相談、情報収集・発信等の総合窓口として「森づくりサポートセンター」の設立準備に取り組みます。

(4) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、木材生産を基礎とした力強い森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を増進します。

(5) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

(6) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(7) 林業担い手の育成等

高校生を対象として、林業職場体験研修を実施するほか、公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携して就業・就職セミナーを開催します。また、林業従事者の技術力向上を図るため、高性能林業機械の操作研修や架線集材に必要な技術研修を実施します。

林業事業体が作成する事業の合理化や雇用環境の改善をめざした改善計画を認定することにより、地域林業の担い手として育成します。また、林業経営等を推進する活動を行っている林業研究グループの取組を支援します。

(8) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことは「緑の循環」につながることから、品質や規格の確かな県産材「三重の木」や「あかね材」の利用を推進するとともに、平成22(2010)年12月に策定した「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設等における県産材の利用拡大を図ります。また、市町に対しても各市町の木材利用方針に基づいた木材利用の推進を働きかけます。

3-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者や企業等の参入促進、経営体の育成等を支援する公益財団法人三重県農林水産支援センターを核に、関係機関との連携のもと、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、従来の農地利用集積円滑化事業や農地法3条許可に加えて、平成26(2014)年度から実施している農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を加速的に推進します。

(2) 中山間地域における農地の適正管理

中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業などを実施するとともに、耕作放棄地再生利用対策による耕作放棄地の解消に努めます。

3-3 沿岸海域環境の保全

(1) 漁場保全対策の推進

漁場環境等の保全・改善を図るため、漁業者を中心とした多様な主体が参画した活動組織が行う、海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ類などの食害生物の除去、内水面域における河原の清掃などの環境保全活動を支援します。

(2) 養殖漁場の適正使用

持続的養殖生産確保法に基づいて、適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画によって、養殖業者自らが実践する養殖漁場環境の保全活動や取組を推進します。

(3) 水産資源の生息環境の保全・創造

ア 漁場環境保全創造事業

平成25(2013)年度に引き続き、英虞湾において浚渫事業を実施します。

イ 沿岸漁場の整備(底質改良剤等の散布)

五ヶ所湾等において実施される底質改良剤等の散布に対して助成します。

(4) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

4章2節

●自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

(5) 海浜の維持・保全と再生

海岸の水際線の保全・再生

平成25(2013)年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

(6) 海岸・港湾における親水空間の整備

海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜等を整備します。

表4-2-6 海岸環境の整備 (平成25年度)

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸 (伊勢市)	突堤、養浜、堤防
地区海岸 (紀宝町)	人工リーフ、養浜

3-4 水循環・浄化機能の確保

(1) 生物指標を用いた水質判定の普及・啓発

身近な河川の観察を行うことで、水質保全に係る意識向上や保全対策が進められるよう、水生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

(2) 漁場環境の改善

沿岸漁場の改善を図るため、英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施していきます。

(3) ダムによる河川流量の維持

治水対策と併せて平常時の河川流量を確保し、河川環境を保全するため、鳥羽河内ダム建設に伴う調査を進めていきます。

4 良好な景観の形成

4-1 県土の景観の形成

(1) 市町における景観形成の促進

市町の良好な景観づくりへの主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、市町の景観計画策定委員会への職員の出席や景観アドバイザーの派遣を行います。

(2) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高

揚を図るため、市町が行うシンポジウムの開催支援や景観交流会への景観アドバイザーの派遣を行うなど、普及啓発を行います。

(3) 景観まちづくりの推進

地域の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備の実現をめざすため、良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源に配慮した県有施設の修景整備を、地域住民との協働により実施し、まちの良好な景観形成を推進します。

(4) 屋外広告物の規制等による良好な景観形成

屋外広告物に関する啓発、指導、取締りを行うとともに、9月10日の屋外広告の日に加え、9月1日から9月10日の「屋外広告物適正化週間」に合わせ、関係機関と連携したキャンペーン活動を行います。

(5) 地域計画制度の活用

平成26(2014)年度においても市町による地区計画の策定を促進します。

(6) 道路・沿道景観の保全・創出

次のとおり、街路の整備を実施します。

表4-2-7 街路の整備 (平成26年度)

道路名	都市名
松阪公園大口線外1線	松阪市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市
伊賀上野橋新都市線	伊賀市

4-2 農山漁村景観の保全・創出

(1) 農山漁村景観の保全

ア 農村の総合的な整備(実施3地区)

農業生産性の向上を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な農村生活環境の整備を総合的に実施し、地域の総合的な振興を図ります。

イ 中山間地域の総合的な整備(実施7地区)

中山間地域において、それぞれの地域の立地条件に沿った農業生産基盤と、農村生活環境の整備を併せて総合的に行うことにより、農業・農村の活性化を図り、農村地域における生産性と利便性の向上を図ります。

第4章 今後の取組

(2) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

(3) 松林等の病害虫の防除

松くい虫等の病害虫による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、各市町が実施する、薬剤散布等の予防措置や被害木を伐倒処理する駆除措置などの取組に対して支援します。

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存・活用を図るため、斎宮跡ほかの土地公有化および史跡整備に対し補助を行います。

(4) 三重県総合博物館(MieMu)の活用

三重県教育委員会社会教育・文化財保護課および市町教育委員会文化財所管課と連携し、ネコギギやオオダイガハラサンショウウオ等の情報収集に努めます。

また、県内の関係機関や個人が調査等で収集した標本や資料を受け入れ、適切に管理します。

5 歴史的・文化的環境の保全

5-1 文化財等の保存・活用

(1) 指定文化財の保存・活用

特に重要な文化財について、将来にわたって保存・活用するため、指定等を行います。また、指定等文化財の現状を把握するため、文化財保護指導委員を中心に必要な巡視・調査を行い、さらに適切な保存とその活用を図るため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援します。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

ア 公共事業に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

表4-2-8 発掘調査予定 (平成26年度)

	遺跡数	面積(m ²)
県農林水産部関連	3	11,170
県土整備部関連	3	3,800
北勢国道事務所管内関連	1	880
三重河川国道事務所管内関連	5	5,500
近畿自動車道	9	43,005
合計	21	64,355

イ 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館では、平成25(2013)年度に史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を2地区(調査面積366m²)で行いました。平成26(2014)年度は2カ所(調査面積450m²)で調査を行う予定です。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

5-2 歴史的・文化的景観の保全・活用

(1) 歴史・文化の薫るまち並みの保全・整備

亀山市関宿の伝統的建造物群や、まち並みの一部を形成する国・県指定文化財(建造物ならび史跡)に対し、保存修理等を実施し、その保存・活用を支援します。

(2) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

世界遺産に登録されたことから、世界遺産条約(「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」)に即した遺産の保護や周辺環境の保全対策が必要となります。環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、河川法あるいは関係する市町の景観保護条例等により適切な措置をとっていきます。

また、世界遺産を継承していくため、世界遺産保有地域の「価値」に気づくための普及啓発事業などを推進します。

4章2節

●自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

第3節 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

1 ひとを育てる～環境学習・環境教育の推進～

1-1 学校教育における環境学習・環境教育

(1) 総合的な学習の時間等における教育の推進

各学校において、各教科、総合的な学習の時間等における環境教育に関する全体的な計画を作成し、これに基づき学校や地域の実態・特性を十分に生かした横断的・総合的な環境教育を推進します。

(2) 「学校環境デー」の取組

県内の全学校・園では、「学校環境デー」（6月5日）を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことを通して、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動が取れる児童生徒の育成を図ります。

(3) 環境教育指導者の育成

子どもたちが本物の自然に触れる体験をととして習得した知識・技能を活用して、課題を解決する能力を育てるために、三重県総合教育センターにおいて、学校等の教育現場での活用可能な森林環境教育の手法や進め方に関する研修講座を実施します。また、ネットDE研修（インターネットを活用した研修）において環境教育に関する研修講座を2講座配信し、勤務校等で効果的・効率的な研修ができるようにしています。

1-2 地域や社会における環境学習・環境教育

(1) 地域における環境教育・環境学習機会の提供

県内の学校、地域団体、市町等の要望により地域に出向いて講座を実施するとともに、市民向け環境講座など三重県環境学習情報センターの講座の開催により、環境教育・環境学習の機会を積極的に提供していきます。

(2) 子どもを対象とした環境教育・環境学習の推進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、子ども向け環境講座やMieこどもエコフェアの開催など、子どもを対象とした体験型の環境教育・環境学習を推進していきます。

(3) 地域にある環境資源を活かした環境教育への支援

地域住民が主役となり、地域の自然や歴史、文化などを守り伝えるとともに、人々の交流や学びの場を提供することをめざした宮川流域エコミュージアムの取組を推進するため、宮川流域案内人の活動を促進します。

1-3 環境学習・環境教育の拠点施設の活用

(1) 三重県環境学習情報センターの活用

ア 見学受入と体験講座の実施

団体見学の受入については、展示ホールの見学と体験講座をセットにして実施することにより、より効果的な環境教育・環境学習を提供します。

イ 企画展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して県内の環境に優しい取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などの活動を紹介します。

(2) 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、利用者参画型の運営を促進します。

(3) 三重県総合博物館（MieMu）の活用

環境学習の場として、展示や交流スペース等の施設の充実と活用を図ります。

また、年間行事に、各種の講座やフィールドワークなどを計画します。フィールドワークでは、ミュージアムフィールドを活用し、自然環境保存のための人材育成を支援します。

2 担い手となる主体を広げる～環境活動の促進～

2-1 指導者の育成

環境教育・環境学習指導者の養成

広く環境に関する知識を身につけ、体験型・参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

2-2 環境保全活動の支援

(1) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、清掃および河

第4章 今後の取組

川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行います。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行います。

(2) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林ボランティア初心者向けの研修会を開催する団体に対して支援します。

(3) 宮川流域ルネッサンス事業の推進

宮川流域ルネッサンス事業は、「宮川流域ルネッサンス協議会」が主体となって、宮川ルネッサンス事業の理念を引き継ぐ事業方針を策定し、取組を行っています。県は引き続き同協議会に参画し、地域を支える多様な主体との協働のもと、地域資源を生かした自発的な地域づくりの取組を推進していきます。

県は地域の多様な主体が参画する地域主導の取組を進めるとともに、普及啓発活動や住民との協働に継続して取り組みます。

2-3 各主体の連携による環境保全活動の促進

(1) 連携による環境教育実践活動の促進

三重県環境基本計画をふまえた地域における環境教育の展開を目的として、子ども向け環境教育プログラムであるキッズISO14000プログラムを実施する学校と、社会貢献の一環としてこれを支援する企業との調整など、多様な主体の連携による取組を進めます。

(2) サマーエコスタイルキャンペーン

これまでに取り組んできたサマーエコスタイルキャンペーン（夏季の適正冷房と軽装勤務）を継続するとともに、県内事業所に同キャンペーンを展開します。

夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間

平成26(2014)年5月1日から10月31日まで

3 環境経営を進める

3-1 環境経営の促進

(1) 小規模事業所に向けたEMS導入事業

小規模事業所の環境経営を促進するため、取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメントシ

ステム(EMS)である「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム：ミームス(M-EMS)」の普及を一層進めます。

(2) 企業間連携の推進

「企業環境ネットワーク・みえ」への加入を促進するとともに、会員企業が中心となって企業間連携や行政との協働により、自主的な環境活動を展開し、環境経営を促進します。また、「みえ・グリーン購入倶楽部」等の他のネットワーク組織との連携を強化し、活動の広がりをめざします。

(3) PRTRの推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善に関する法律に基づき行うPRTR制度とともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、ホームページ「三重の環境」、パンフレット等を用い、広くPRTR制度の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表し、事業者の自主管理を促します。

(4) みえ環境大賞の実施

平成24(2012)年度に創設した表彰制度「みえ環境大賞 環境経営部門」において、県内事業者等による環境経営の優れた取組を表彰することで、県内における環境経営の普及に取り組んでいきます。

(5) 県における環境経営の推進

ア 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、長年のISO14001の取組で培ったノウハウを活かしながら本県の行政運営の仕組みである「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」により、積極的な取組を進めていきます。

イ 環境調整システムの充実

環境調整システムの充実・強化を図るため、平成13(2001)年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14(2002)年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置しています。

4章3節

● 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

3-2 環境・エネルギー関連分野への取組促進

(1) 環境ビジネスの育成・振興

新たな成長産業として、研究開発の促進や企業誘致などによる環境・エネルギー関連産業の集積促進、企業の生産プロセスの変革や新エネルギー導入による「スマートライフ」の促進による産業振興などに取り組んでいきます。

また、みえグリーンイノベーション構想を推進するため、国内外の企業や大学等の有識者をメンバーとした「スマートライフ推進協議会」を運営し、新技術・新製品の開発をめざしたネットワークづくりを支援することにより、県内中小企業の環境・エネルギー関連分野への進出を促進します。

(2) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し必要となる資金の融資を実施します。

4 仕組みをよりの確に運用する

4-1 環境活動が評価される仕組みの運用

みえ環境大賞

平成24(2012)年度に創設した表彰制度「みえ環境大賞」において、個人、NPO、企業、学校等が行う環境保全等の活動や環境経営の取組の中から、特に優れた取組を称えるとともに、その活動を広く紹介することで、県内における環境活動を促進し、持続可能な社会の構築につなげていきます。

4-2 環境影響評価の実施

平成11(1999)年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

4-3 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度で、事業者に対して、環境法令に基づく排出基準の適合性の確認だけに限らず、工場等の業種および地域特性に応じて、周辺環境

に及ぼす影響を可能な限り低減しているかどうか等審査を行います。

4-4 環境保全協定の締結促進

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

4-5 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求等の制度により、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

5 技術・情報基盤をより充実する

5-1 研究開発の推進と促進

(1) 資源循環に関する調査研究

ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

産業廃棄物の削減、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における当該技術の開発を支援します。

イ 環境修復地内での有害物質分解菌の探索に関する研究

1,4-ジオキサンは発ガン性の疑いがあるため、平成21(2009)年度から環境基準項目として追加されました。県内の廃棄物不法投棄現場では基準を超える1,4-ジオキサンが検出されており、現在化学的手法により浄化対策が進められています。

1,4-ジオキサンは微生物難分解性物質と考えられてきましたが、近年では数件の分解菌に関する報告があります。しかし当該現場のような長期間汚染された場所での分解菌報告事例は少ないのが現状です。そこで、本研究では現場の水を用いて1,4-ジオキサンの分解状況を確認するとともに分解菌の単離を試みています。今後、分解菌の特定や分解菌の単離方法の検討を

第4章 今後の取組

行います。並行して、現場の菌叢全体としての1,4-ジオキサン分解至適条件を検討します。

(2) 大気環境保全に関する調査研究

ア 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、四日市港等の水質、底質および四日市市内の一般環境大気の実態調査を行うとともに、1,2,3-トリメチルベンゼンの分析方法開発を行います。

イ 環境大気中微小粒子状物質（PM2.5）発生源推定研究

PM2.5については県境を越えた広域汚染や大陸からの越境汚染の影響が無視できないとされるため、広域的なPM2.5の汚染の実態把握を行う必要があります。

平成26(2014)年度は平成25(2013)年度に引き続き、愛知県や名古屋市と共同調査を行い、東海地方におけるPM2.5の汚染の実態把握を行います。また、国立環境研究所のPM2.5濃度予測システムにより、環境基準超過が予想される高濃度日に、他自治体の研究機関と共同サンプリングと成分測定を行い、同一日の他自治体のデータや気象データ等を一斉解析し、発生源寄与率の推定など、高濃度汚染の実態把握を行います。

ウ 環境大気中におけるアルデヒド類の測定方法等に関する研究

平成26(2014)年度は、一年間を通じてオゾンスクラバーの機能を内蔵したBPE-DNPHを使用した方法と従来の捕集管加温装置を使用していない方法で同時測定を行います。

またパッシブ法の屋外測定における適用性および通常法であるアクティブ法との関連性（相関性）について確認を行います。

(3) 水環境保全に関する調査研究

ア 工場排水等の六価クロム測定手法の確立に関する研究

工場排水中の六価クロムの測定は、従来の測定方法は試料中の妨害物質の影響を受けやすいため、妨害物質を含有する場合の測定方法について、公定法に詳細な手順の記載がない箇所の操作手順を明確化し、標準作業手順としてまとめ、妨害物質を含有する場合の測定方法を確立する研究を行っています。今後は、妨害物質で

ある還元性物質や酸性物質の除去操作を検討し、標準作業手順をまとめます。

イ 干潟・藻場の環境浄化力の評価

企業などによる干潟や藻場の再生活動を支援しやすい環境を創造するために、オフセット制度導入に向けた基準づくりとして、伊勢湾中部海域の御殿場において干潟・藻場の水質浄化機能やCO₂固定機能の定量的な調査を実施します。

(4) 多様な自然環境保全に関する調査研究

ア 省資源型農業確立のための有機資材とその利用技術の開発

鶏ふん、豚ふんを原料とした高窒素含有堆肥などの肥料的利用が期待できる堆肥の製造技術、堆肥の炭素貯留能評価技術等を開発するとともに、リン鉱石の枯渇に対する懸念から肥料価格が高騰しているリン肥料について、土壌の蓄積を勘案した減肥基準の策定に取り組み、露地野菜について基準を策定してきました。平成26(2014)年度からは、小麦、水稻を対象に減肥基準の策定を図っていきます。

イ 農業環境価値創出のための水田の生物多様性調査

三重県水稻栽培における生物多様性の指標生物を活用して環境保全型農業を実践している地域を調査し、生物多様性保全効果を評価します。

ウ 英虞湾漁場環境に係る調査

英虞湾・的矢湾における赤潮や環境変化による被害の防止や軽減を図るため、水質、底質、プランクトンの発生状況をモニタリングするとともに、漁業関係者に情報提供します。

エ 漁業資源評価に係る調査

200カイリ水域内における重要漁業資源の保全と持続的生産のために、漁業資源量の評価と、その動向予測および管理手法の検討に必要な科学的情報を収集します。

オ 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

伊勢湾から熊野灘沿岸において、有害プランクトンの発生状況および海洋環境の調査を愛知県水産試験場と共同で実施し、有害赤潮の発生環境や広域的な赤潮の輸送パターンを把握することで、熊野灘沿岸域における有害赤潮の発生機構を解明し、赤潮予察技術の開発につなげます。

カ アユの減少要因の解明に関する研究

河川の上流域においてアユの餌となる付着珪

4章3節

● 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

藻の推移を把握し、アユ漁場の管理に必要な科学的情報を収集します。

5-2 環境情報の迅速な提供

(1) 環境情報の提供

ホームページ「三重の環境」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をするほか、化学物質、水環境等の環境生活部に係るデータについても、より広くわかりやすく情報提供します。

(2) 森林GISの運用

地域森林計画の樹立にあわせ、森林簿、森林計画図などの基本情報や治山、林道、保安林等の関連情報の整備を進め、システムの適正な運用に努めます。また、森林の適正な管理のため、森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

5-3 監視・観測等の体制の整備

(1) 環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

(2) 公共用水域の常時監視

公共用水域（河川・海域）および地下水について、関係機関と連携し、水質の常時監視を実施します。

(3) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す23の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の21物質の大気環境調査を実施します。

(4) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質、地下水および土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

(5) 騒音・振動の調査

本県では、自動車交通騒音および航空機騒音の測定を実施するとともに、市町の協力を得て、一般地域の環境騒音および道路交通振動の測定を実施します。

6 環境で貢献する

6-1 国際的な環境協力・貢献の推進

(1) 環境技術の移転の促進

中国河南省を対象にした産業公害の防止に関する技術研修は、長年の取組みにより人材育成等一定の成果を得たことから平成25(2013)年度を持って終了し、今後はブラジルサンパウロ州との意思協定に基づき、サンパウロ州の環境保全政策の推進に向けて、公害防止技術や規制手法等の研修を実施します。

(2) 国際的な環境保全活動の基盤整備

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全、世界経済の持続的発展に資するために設立された公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)に対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

環境年表

年月日	内 容
H25. 5. 30 ～ 6. 5	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」関係諸行事を実施
H25. 7. 20 ～ 21	Mie こどもエコフェアを開催
H25. 10. 20	みえ森林フェスタ2013四日市を開催
H25. 10. 22 ～ 23	第2回 三重県 グリーン・ツーリズムネットワーク大会を開催
H25. 12. 1	みえ環境フェア2013・みえ環境大賞表彰式を開催
H25. 12. 15	「三重県バイオマスシンポジウム バイオマス資源の活用と地域づくり」を開催
H25. 12. 16	三重交通株式会社および中日本高速道路株式会社名古屋支社と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結
H25. 12. 21	農地・水・環境保全向上対策「第6回 みえのつどい」を開催
H25. 12. 27	三重県地球温暖化対策推進条例を制定
H26. 2. 6	平成25年度三重県海岸漂着物対策推進協議会を開催
H26. 3. 3	一般社団法人三重県清掃事業連合会と「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定」を締結
H26. 3. 8	三重県気候変動適応セミナー2014を開催
H26. 3. 12	東海三県一市の海岸漂着物対策に係る国（環境省）への提言活動
H26. 3. 24	香肌峡県立自然公園区域変更・公園計画決定
H26. 3. 25	大気汚染常時監視測定局 伊賀柘植測定局を整備
H26. 3. 30	「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」の取組として電気バスを導入
H26. 4. 1	三重県地球温暖化対策推進条例を施行

平成25年度 野生生物保護啓発ポスターコンクール

【特選】



鈴鹿市立愛宕小学校
5年 クラーク・マリィ・
パトリシア・初音 さん



伊賀市立阿山中学校
1年 服部 蓮志 さん



三重県立飯野高等学校
2年 中村 瑞希 さん

平成25年度 三重県地球温暖化防止啓発ポスターコンクール

【特選】



桑名市立大成小学校
6年 松宮 加歩 さん



四日市市立朝明中学校
2年 福田 菜 さん

お問い合わせ先（電話番号）

環 境 生 活 部	環境生活総務課		kansei@pref.mie.jp
		企画班	059-224-2314
		総務班	059-224-2308
		予算経理班	059-224-2367
	地球温暖化対策課		earth@pref.mie.jp
		地球温暖化対策班	059-224-2368
		環境評価・活動班	059-224-2366
	大気・水環境課		mkankyo@pref.mie.jp
		大気環境班	059-224-2380
		水環境班	059-224-2382
		生活排水・水道班	059-224-3145
環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課		haikik@pref.mie.jp
		廃棄物政策班	059-224-3310
		廃棄物規制・審査班	059-224-2475
		リサイクル推進班	059-224-2385
	廃棄物監視・指導課		kanshi@pref.mie.jp
		広域指導班	059-224-2388
		地域指導班	059-224-2388
	廃棄物適正処理PT		tekisei@pref.mie.jp
			059-224-2483
地 域 機 関			
桑名地域防災総合事務所	環境室	環境課	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所	環境室	環境保全課 廃棄物対策課	059-352-0593 059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所	環境室	環境課	059-382-8675
津地域防災総合事務所	環境室	環境保全課 廃棄物対策課	059-223-5083 059-223-5083
松阪地域防災総合事務所	環境室	環境課	0598-50-0530
伊賀地域防災総合事務所	環境室	環境課	0595-24-8078
南勢志摩地域活性化局	環境室	環境課	0596-27-5405
紀北地域活性化局	環境室	環境課	0597-23-3469
紀南地域活性化局	環境室	環境課	0597-89-6937
環 境 関 連 施 設			
環境学習情報センター			059-329-2000
保健環境研究所			059-329-3800

平成26(2014)年版 **環 境 白 書**

編集発行 三重県環境生活部 環境生活総務課 企画班

TEL 059-224-2314 ・ FAX 059-224-3069

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/>

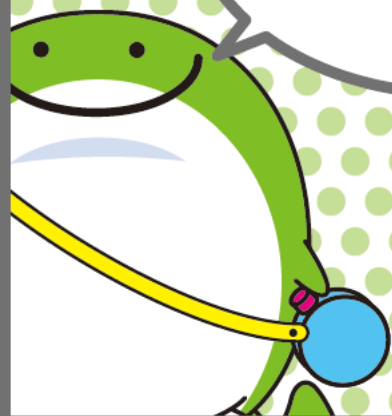


ホームページ「三重の環境」をゼロ吉ファミリーがご紹介します



こんにちは。ぼくは三重県のごみゼロキャラクター「ゼロ吉」。
ホームページ「三重の環境」は、環境のいろいろな情報がのっているんだゼロ。
ぼくの家族も毎日みてるゼロ。さっそくみんなでアクセスしてほしいゼロ～！

ぼくはまいにち
「ライブカメラ」をみてるよ。
みえけんのいろんなけしき
がみられるんだ！



ゼロ助

「ごみゼロ社会」づくりのイメ
ジソング、「ごみゼロソング」が
できたのね。とっても楽しく親し
みやすい歌なので、ホームペー
ジで聴いてみて！



ゼロママ

私は仕事で
「条例と要綱」や
「届出と申請」を
よく使ってるよ。
企業の環境取組に
役立つ情報が盛り
だくさんだね。



ゼロパパ

「三重の環境」の新しく
ホットな情報を、メール
マガジンで配信しているよ。
みんな登録してね（無料）。



ゼロ美